

令和5年度茨城県立特別支援学校（病弱教育） 高等部入学者募集要項

令和5年度茨城県立友部東特別支援学校の高等部の生徒の募集及び入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

1 応募資格

学科・学年	応募資格
普通科第1学年	病弱者（心身症・心理的不適応を含む）であり、原則として保護者とともに県内に居住している者で、次のいずれかに該当する者 (1) 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を令和5年3月卒業見込みの者又は卒業した者 (2) 中等教育学校の前期課程を令和5年3月修了見込みの者又は修了した者 (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

2 募集人員

令和4年11月中旬までに発表する。

3 学校の区域

茨城県内の全域とする。

4 志願の手続

(1) 入学願書受付期間

令和5年2月8日（水）から10日（金）までとする。（受付時間は、8日（水）から9日（木）は午前9時から午後4時まで、10日（金）は午前9時から正午までとする。）

郵送出願の場合は、簡易書留で配達日指定郵便（令和5年2月7日（火）、8日（水）、9日（木））の取扱いとする。

(2) 提出書類

ア 入学願書

イ 調査書等

ウ 診断書（主治医記入のもの）

（注）提出書類の用紙は、茨城県立友部東特別支援学校から受領すること。（郵送希望の場合は、140円切手封入のこと。2人分は250円、3人から5人分は390円となる。）

(3) 提出先

茨城県立友部東特別支援学校 笠間市鯉淵6528番地1（〒309-1703） 電話 0296(77)0647

(4) 志願先変更

ア 令和5年2月16日（木）及び17日（金）とする。（受付時間は、午前9時から午後4時までとする。）

イ 茨城県立高等学校は、志願先変更の対象とはならない。

(5) 他の学校との併願

他の茨城県立特別支援学校及び茨城県立高等学校との併願はできない。

5 入学者の選考

(1) 選考の日時及び場所

令和5年3月3日（金）午前9時30分から、茨城県立友部東特別支援学校において行う。

(2) 選考内容

ア 学力検査（国語、数学、外国語（英語））

イ 面接は、本人及び保護者に対して行う。

ウ 調査書は、選考の参考資料とする。

(3) 追検査Ⅰ

ア インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症（新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）を含む）、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者を対象とし、追検査Ⅰを実施する。

イ 実施期日は令和5年3月9日（木）とし、選考内容等は茨城県立友部東特別支援学校入学者選考実施細則によるものとする。

(4) 追検査Ⅱ

ア 新型コロナウイルス感染（疑いを含む）者となったため、3月3日（金）の入学者選考及び3月9日（木）の追検査Ⅰを受検することができなかった者を対象とし、追検査Ⅱを実施する。

イ 実施期日は令和5年3月20日（月）とし、選考内容等は茨城県立友部東特別支援学校入学者選考実施細則によるものとする。

6 合格者の発表

選考の結果は、令和5年3月14日（火）午前9時に茨城県立友部東特別支援学校において発表するとともに、在籍校校長を経由して保護者に通知する。

学力検査得点の簡易開示を希望する受検者には、茨城県立友部東特別支援学校入学者選考実施細則による手続きにより開示する。開示期間は、令和5年3月15日（水）から31日（金）の午前9時から午後5時までとする。（ただし、土・日・祝日を除く。）

7 教育相談

(1) 入学を希望する者は、入学願書提出時までに、茨城県立友部東特別支援学校で教育相談を受けるものとする。（期日等については、事前に学校に問い合わせること。）

(2) 志願先を変更する場合には、変更を希望する学校においても教育相談を受けるものとする。

8 第2次募集

(1) 合格者が募集人員に満たない場合は、次の日程により第2次募集を行う。

(2) 第2次募集を行う学科及び募集人員については、令和5年3月14日（火）に発表する。

入学願書受付日	選考	合格者発表
令和5年 3月15日(水)、16日(木)	令和5年 3月20日(月)	令和5年 3月23日(木)

(注) 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。学力検査得点の簡易開示期間は、令和5年3月24日（金）から31日（金）の午前9時から午後5時までとする。（ただし、土・日を除く。）

9 その他

- (1) 県外に居住している者で以下の場合、応募資格を有する。
 - ア 茨城県内の病院及び施設に入院又は入所している者
 - イ 茨城県内の特別支援学校中学部を令和5年3月に卒業見込みの者
 - ウ 入学日までに県内に転入することが証明できる者
 - エ その他特別な事情が認められる者
- (2) 入学者の選考に係る手数料は無料とする。
- (3) 寄宿舍に入舎できる者は、遠距離のため通学が困難な者等、教育上必要があると認められた者で、かつ、医師によって寄宿舍での生活に支障がないと診断された者とする。

なお、寄宿舍については、茨城県立友部特別支援学校寄宿舍を利用し、利用人数は若干名とする。